

5類移行に伴う主な変更点

- 1 陽性者等に外出を控えることは求められず、季節性インフルエンザと同様に個人の判断に委ねられます。
- 2 医療アラートは、見直しをした上で継続します。
圏域ごとの感染警戒レベルは廃止します。
- 3 5類移行とともに次の取組を終了します。
(軽症者登録センター・宿泊療養施設・行政による健康観察・生活支援物資の配布)
- 4 受診や入院できる医療機関の拡充を進めます。
- 5 治療に係る費用は原則自己負担となります
が、一部の費用は引き続き公費で負担します。

ポイント1

陽性者は推奨期間を参考に 療養をご検討ください

新型コロナ陽性者

- ・ 5類移行後（5月8日以降）新型コロナ陽性者に対し、法律に基づく外出自粛要請は求められません。
- ・ 発症後5日間を経過し、かつ、解熱し、喉の痛みなどの症状軽快から24時間を経過するまでは、外出を控えることが推奨されていますので、その間は療養を検討してください。

濃厚接触者

- ・ 濃厚接触者の特定は行わず、外出自粛は求められません。また、同居の方などの外出自粛も求めません。

※ 新型コロナに感染した方の発症日を0日目として、特に5日間はご自分の体調に注意してください。7日目までは発症する可能性があります。

【参考】外出を控えることが推奨される期間

以下の両方を満たすまで、外出を控えることが推奨されます。

1 発症後**5日間**を経過するまで（発症日を0日と数える）

2 熱が下がり、喉の痛みなどの症状軽快から**24時間**経過するまで



※ 10日間を経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者との接触は控える等の周りの方へうつさないよう配慮しましょう。

ポイント2－1

医療アラートは、見直しをした上で継続します

病床ひつ迫に関する情報提供

| 現在

確保病床使用率を目安



| 5類移行後（5月8日以降）

入院者数を目安

詳細は5月8日にお知らせします

ポイント2－2 陽性者数は、定点医療機関からの報告により週1回（水曜日）公表します

感染状況に関する情報提供

現在（全数把握）

- 医療機関からの報告により把握した情報を、県が**毎日公表**
 - ・ 陽性者数（年代別・保健所別の内訳）
 - ・ 重症者数
 - ・ 中等症者数
 - ・ 療養（入院・宿泊療養）者数
 - （・集団発生の状況、死亡者数（隨時））



5類移行後（定点把握）

- 全数把握を終了し、特定の医療機関からの報告により把握した情報を、県が**原則毎週水曜日に公表**
 - ・ 陽性者数の1週間（月～日曜）の累計（年代別・保健所別の内訳）
- 定点把握への移行に伴い、圏域ごとの「**感染警戒レベル**」は廃止

ポイント3

5類移行とともに次の取組を終了します

- ・自己検査で陽性となつた方の「**軽症者登録センター**」
- ・軽症者受入れ用の「**宿泊療養施設**」
- ・陽性者に対して行ってきた「**行政による健康観察**」
- ・自宅療養者への「**生活支援物資の配布**」・「**パルスオキシメーターの貸与**」

ポイント4

受診・入院できる医療機関の拡充を進めます

- 通常の医療体制に移行していく必要があることから、これまで、診療・検査医療機関や入院受入医療機関となっていない医療機関も含めて、外来診療、入院診療への幅広い対応をお願いします。
- 今後必要に応じて、設備整備等の支援を検討します。

外来対応医療機関（従来の診療・検査医療機関）拡充の取組

- 診療時の感染対策の見直しや応招義務の周知等により、外来対応医療機関（従来の診療・検査医療機関：722医療機関）に加え、それ以外の医療機関（特に内科、小児科、耳鼻咽喉科等）に対応をお願いしており、幅広い医療機関で対応する体制への移行を目指します。
- また、外来対応医療機関名等の公表を当面継続します。

ポイント4

受診・入院できる医療機関の拡充を進めます

入院医療体制の拡充に向けた取組

- ・ 9月末までには、原則として、全ての入院可能医療機関で受け入れていただける体制を目指します。
- ・ 感染再拡大時には、過去の最大入院者数（758人）を受け入れられる体制を確保します。

ポイント5

治療に係る一部の費用は引き続き公費で負担します

- 治療に係る医療費は他の疾患と同様に、自己負担が生じますが令和和5年9月末（予定）まで一部の費用を引き続き公費で負担します。

【5類移行後の医療費】 公費負担は **9月末までを予定**

検査	保険診療（自己負担あり）
診療	保険診療（自己負担あり）
新型コロナ抗ウイルス薬	保険診療（自己負担分を 全額公費負担 ）
解熱剤・鎮咳薬	保険診療（自己負担あり）
(入院) 治療費	保険診療（自己負担あり） ※高額療養費制度の自己負担限度額から 原則2万円を減額した額
(入院) 入院食事料	保険診療（自己負担あり）

【参考】公費負担適用後の自己負担額の目安

※ 実際の治療内容によっては、異なる場合があります。

【外来医療費の例】

9月末までの自己負担額

年齢区分	自己負担額
75歳以上（1割負担）	1,240円～1,390円
70歳未満（3割負担）	3,710円～4,170円

※ カロナール（解熱剤）、ラゲブリオ（新型コロナ治療薬）の処方を想定

※ 5月8日以降、陽性判明前の検査料等、陽性判明後の医療費は自己負担が発生

【入院医療費の例】

所得等の目安	70歳以上の自己負担額	70歳未満の自己負担額
住民税課税（～年収約370万円）	37,600円	37,600円
住民税非課税	4,600円	15,400円
住民税非課税（所得が一定以下）	0円	

※ 自己負担額は、高額療養費制度の自己負担限度額から原則2万円を減額した額です。

※ 上記以外に食事代が別途かかります。

【参考】公費負担適用後の自己負担額の目安

9月末までの自己負担額

【福祉医療費受給者の場合】

区分	自己負担額
子ども	0～500円 (1レセプトあたり)
障がいのある方	0～500円 (1レセプトあたり)
ひとり親家庭の母子、父子（父母のいない児童）	0～500円 (1レセプトあたり)

※ 市町村によって対象区分の範囲や食費助成の有無、自己負担額が異なります。

※ 所得制限により対象外となる場合があります。

※ 窓口でのお支払い金額は自己負担額よりも高額となる場合があります。（後日返還されます）

県民の皆様へのお願い

5類への円滑な移行ができますよう
皆様の御理解と御協力をお願いします



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ